



幌延町税等収納対策推進本部より



滞納者の皆さんへ

滞納額について、分割納付等もできますので担当窓口までお気軽にお越しください。ご相談をお待ちしております。

口座振替は便利です

- 一度手続きをされますと、翌年度以降も継続されます。
- 手続きは簡単です。

預金通帳、金融機関お届け印を持参のうえ預金口座のある金融機関でお申込みください。

取扱金融機関

稚内信用金庫幌延支店・幌延町農業協同組合・幌延郵便局・問寒別郵便局

口座振替ができる税・使用料等

道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料

町税、公営住宅料、介護保険料、水道・下水道料、保育料、医療費
納め忘れはありませんか？

●12月は徴収強化月間です。

幌延町役場	税金についてのご相談は	会計課税務担当(内線142・143)	(5 1111)
公営住宅料についてのご相談は	経済課管理・住宅担当(内線263)		(263)
介護保険料についてのご相談は	町民課福祉住民担当(内線160)		(160)
水道・下水道料についてのご相談は	経済課上・下水道担当(内線259)		(259)
中央保育所	保育料についてのご相談は		(5 1254)
町立病院	町立病院の医療費についてのご相談は	町立病院医事係	(5 1221)

警察署からのお知らせ

**落とし物・忘れ物の
取扱制度が変わります**

新しい遺失物法は平成19年12月10日に施行されます。



どう変わるの？

- 落とし物や忘れ物の保管期間が3カ月になります。
- 落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなります。
- 携帯電話・カード類など個人情報が入った物については、拾った人の所有権が無くなります。

落とし物・忘れ物をした時は？

- 落とし物や忘れ物と思ふ施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせ、遺失の届出をしてください。

落とし物・忘れ物を拾った時は？

- 駅や店舗などの施設で拾った場合は、その施設にお届けください。
- 施設以外(路上等)で拾った場合には、最寄りの警察署や交番・駐在所にお届けください。